

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定にかかる質問事項への回答

回答No	種別	Q	A
1	延長支援加算	急遽、延長支援を実施した場合の記録は、どこに記載すればよいですか。	記録する様式の形態は問いませんが、緊急的に預かりニーズが生じた理由と、延長支援時間について具体的に記録してください。 なお、延長支援は本来事前に個別支援計画に定めておく必要がありますので、急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画を見直してください。
2	延長支援加算	平日の放課後等デイサービス利用時の延長支援加算について、 ①運営規程上の営業時間が6時間以上ではない場合に加算は算定できますか。 ②営業時間（又はサービス提供時間）を越えなければ延長支援加算の算定はできないのですか。 ③運営規程の変更は必要ですか。	①延長支援加算の算定にあたっては、平日の放課後等デイサービスを除き営業時間が6時間以上であることが必要となります。 ②延長支援加算については、基本報酬における最長の時間区分（※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に算定できます。 （職員配置、営業時間等その他の要件を満たしている必要があります） 営業時間外およびサービス提供時間外に延長支援を行った場合も、加算の算定は可能です。ただし、サービス提供時間外であっても、営業時間内であれば基準人員等を満たしておく必要があります。 ※1 児童発達支援・学校休業日の放課後等デイサービスは5時間、平日の放課後等デイサービスは3時間 ③延長支援加算の算定にあたり、営業時間やサービス提供時間に変更が生じた場合には運営規程も修正し、変更届出をご提出ください。
3	家族支援加算	家族支援加算（Ⅱ）におけるグループでの相談援助において、専門職からの技術指導などが含まれる保護者会を開催すれば加算は算定できますか？	家族支援加算は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組みを想定しているため、保護者会等の横のつながりを必要とする会でも加算の算定は可能です。 ただし、算定に当たっては以下について十分に留意してください。 ①家族への支援等に一定の経験を有する事業所職員を必ず介在させ、保護者のみで相談等を実施しないよう取り組みを進めること ②1組の最大世帯数は8世帯までとすること ③相談援助の日時・場所・実施方法・参加者（世帯ごと）・参加職員・相談内容等について記録を残すこと ④加算算定時にはあらかじめ個別支援計画に位置付けること
4	家族支援加算	家族支援加算（Ⅰ）について、算定は面談等の実施日にすればよいですか。	お見込みの通りです。 なお、加算を算定するためには、あらかじめ個別支援計画に位置付ける必要があります。 また、支援を行った場合は、相談援助の日時・場所・実施方法・参加（同席）者・相談援助の内容等を具体的に記録してください。
5	家族支援加算	家族支援加算について、児童が他事業所を利用している日も家族支援加算のみの算定はできますか。 また、通所支援を実施していない月に加算の算定はできますか。	以下の場合は算定が可能です。 ①事業所が保護者に対して相談援助を行う日に、相談援助を行う事業所とは別の事業所に障害児が通所した場合 （例）午前中に保護者がA事業所において対面で相談援助を受け、午後に障害児がB事業所で通所支援を利用する場合 ②同一日に2つ以上の事業所において、家族支援加算の算定に係る相談援助を行った場合 （例）午前中に保護者がA事業所において対面で相談援助を受け、午後にB事業所において対面で相談援助を受けた場合 なお、通所支援を実施していない月は、家族支援加算の算定はできません。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定にかかる質問事項への回答

回答No	種別	Q	A
6	関係機関連携加算	関係機関連携加算について、会議等による情報連携の実施日に加算の算定が可能ですか。	以下の連携等に係る日に加算が算定可能です。 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合（月1回を限度） ②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合（月1回を限度） ③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合（月1回を限度） ④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1回を限度） 【保育所等訪問支援】 ・訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合
7	基本報酬	学校の授業延長等により、個別支援計画で定めた時間より支援をした場合が短くなった場合は、どのように算定されますか。	個別支援計画において定めた提供時間より、実際の支援に要した時間が短くなった場合については、下記のとおり取り扱います。 ①利用者都合による場合は、個別支援計画において定めた提供時間が該当する時間区分で算定します。学校の授業が延長した場合、道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とします。 ②事業所都合による場合は、実際の支援に要した時間が該当する時間区分で算定します。 なお、支援時間は30分以上とすることを求めています。①の場合は30分未満となった場合でも算定可能とします。②の場合は30分未満になった場合は算定不可とします。
8	基本報酬	基本報酬について、長期休みの支援時間も区分が異なりますか。	基本報酬の時間区分は、平日か学校休業日かで異なります。 学校休業日とは、学校教育法施行規則の規定に基づく休業日及び授業が行われない日です。学校休業日に該当すれば時間区分は学校休業日として算定することとなります。
9	基本報酬	基本報酬における支援時間について、極めて短時間の支援は算定対象から原則除外されるとのことですが、極めて短時間とはどの程度をさしますか。また、平日における学校の終了時刻が遅い場合には受け入れができなくなるということですか。	30分未満の支援は原則として算定対象外となります。 また、支援にあたっては、個別支援計画に位置づけられた内容の支援を行うのに要する「標準的な支援時間」を定めていただき、そのうえで各事業所の営業時間内で適切に支援が実施できるかをご検討ください。必要であれば営業時間の変更もあわせてご検討ください。
10	基本報酬 個別支援計画	学校行事や学校休業日により通常と異なる支援時間になることがあります。個別支援計画別表で各予定ごとの計画時間を記入すれば日によって異なる時間区分で算定することができますか。	利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定されている場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には通常と異なる時間区分での算定を可能とします。 なお、個別支援計画の参考様式別表の記載方法については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について（令和6年3月15日こども家庭庁事務連絡）」の別紙2に記載例がありますので、そちらも併せてご確認ください。
11	ケアニーズ対応加算	保育所等訪問支援におけるケアニーズ対応加算について、対象児童に要件はありますか。また、算定上注意すべき点はありますか。	ケアニーズ対応加算の対象児童は以下のとおりです。 ①重症心身障害児 ②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児） ③重度の知的障害がある児童であること（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害） ④精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児） ⑤医療的ケア児 算定時には訪問支援員特別加算の算定が必要です。あわせて届出漏れ等のないように取扱いください。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定にかかる質問事項への回答

回答No	種別	Q	A
12	子育てサポート加算	子育てサポート加算の算定に必要な実施時間はどれくらいですか。 また、家族等が療育に参加しない場合や電話相談等の場合に加算の算定は可能ですか。	加算の算定には通常の療育支援に加え、支援を行う場면을観察する機会や参加する機会、こどもの特性への理解を促進する機会を提供するとともに、あわせて相談援助を実施いただく必要があります。 機会の提供については、支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本としています。支援への参加等と並行して相談援助を実施する必要があることから、相談援助を電話やオンラインで実施することはできません。
13	個別サポート加算(Ⅰ)	個別サポート加算(Ⅰ)について、現行で算定されている児童は引き続き同様の算定が可能ですか。	個別サポート加算(Ⅰ)については、報酬改定による個別サポート加算(Ⅰ)の見直しに伴う調査方法等の変更により加算の有無が変わった児童が多くおられます。そのため、新規利用者及び継続利用者に関わらず、令和6年4月以降に交付された受給者証を確認して加算を算定してください。
14	個別サポート加算(Ⅲ)	個別サポート加算(Ⅲ)について、対象となる児童の受給者証に記載はされますか。 また、日によって利用時間が異なる場合、支援に要する時間(計画時間)の策定はどのようにすればいいですか。	個別サポート加算(Ⅲ)については、受給者証に記載されません。 支援に要する時間(計画時間)の策定については、実際に当該児童が通所することを想定した時間を規定してください。
15	個別支援計画	個別支援計画の作成・見直しについて、新たな記載事項を含む個別支援計画はいつまでに作成しなければなりませんか。 また、様式は既存の様式を使用して作成しても構いませんか。	個別支援計画の作成及び見直し等について、令和6年4月30日までに当該事業所を利用している障害児については、令和6年10月31日までの間は、別紙「個別支援計画参考様式」の2枚目「個別支援計画別表」を活用し、個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等を定め、現行の個別支援計画とあわせることにより対応すること(支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は個別支援計画の見直しのタイミングで行うこととし、基本報酬と延長支援加算の算定に必要な計画時間・延長支援時間等の記載のみを別表で追加すること)を可能としています。 ただし、令和6年5月以降に新規で利用する障害児については、こども家庭庁の3月15日発出事務連絡の2(1)の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画の作成が必要となります。
16	個別支援計画	個別支援計画の策定について、 ①こども家庭庁が示している個別支援計画書の参考様式以外の様式で作成することは可能ですか。 ②個別支援計画別表について、平日の提供時間の項目に「放課後から17時30分まで」のように表記することは可能ですか。 ③学校の短縮授業等により、通常の計画時間と異なる時間区分で算定することが想定される場合には、どのように記入すればよいですか。	①様式については、参考様式を標準としつつ、基準条例等に定められる計画の策定に必要な記載事項を満たすものであれば、事業所独自の様式で作成することが可能です。また、参考様式についても、必要に応じて欄の増減等を行っても差し支えありません。 ②提供時間については、利用開始及び終了時間を含めた計画に定める支援時間を明記してください。 ③利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合には、想定される具体的な内容を特記事項に記入していただくか、あるいは、別紙として作成していただいても差し支えありません。 こども家庭庁より個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例等が発出されていますので、ご確認ください。 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いについて(令和6年3月15日こども家庭庁事務連絡)」 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について(令和6年5月17日こども家庭庁事務連絡)」

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定にかかる質問事項への回答

回答No	種別	Q	A
17	個別支援計画 支援プログラム未公表減算	支援プログラムの公表について、公表の頻度や公表先は決まっていますか。	公表先については、「児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて（令和6年7月4日事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課）」において、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることと定められています。 公表の頻度については、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」において、支援プログラムの内容に変更があった場合は速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましいとされていますので、適切な対応をお願いします。
18	個別支援計画 支援プログラム未公表減算	支援プログラムの作成・公表について、その公表方法や公表内容について示されていますか。	「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き（令和6年7月4日事務連絡 こども家庭庁支援局障害児支援課）」において、支援プログラムの記載項目やその公表場所等について示されていますので、適切なご対応をお願いします。
19	個別支援計画 支援プログラム未公表減算	個別支援計画へ5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの作成・公表について、未実施の場合の減算割合はどの程度ですか。	支援プログラム未公表減算については、所定単位数の85％を算定することとされています。
20	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算における経験年数について、5年以上であることを示すために実務経験証明書の提出は必須ですか。	各種申請・変更手続きの際には、実務経験証明書の提出が必須です。 ※令和6年（2024年）4月の届出では、実務経験証明書等の提出を求めておりませんでした。が、事業所で確実に資料等をご準備いただき、要件を満たせないことが判明した場合には、早急に変更届出書をご提出ください。
21	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算における児童福祉事業の経験年数について、次の場合は「5年以上」として算定できますか。 ①保育所で保育士として3年、放課後等デイサービスで児童指導員として3年の経験がある場合 ②放課後等デイサービスで児童指導員の任用資格を取得前に児童福祉事業に従事した経験が2年あり、取得後に児童指導員として3年勤務した場合 また、保育士加算がなくなりましたが、保育所で5年以上勤務していた場合は加算がつかなくなるということですか。	本加算における経験年数は、資格取得またはその職種として配置された以後の経験に限りません。 児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とします。 そのため、資格取得前や当該職種に配置以前の「児童福祉事業の経験」も含みます。
22	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算について、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置も加算の対象となりますか。	お見込みのとおりです。
23	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算について、経験年数が5年以上の人と5年未満の人が組み合わせて配置（常勤換算で算定）されている場合、単位はどのように算定されますか。	複数の職員を組み合わせ配置する場合には、低い区分の単位を算定してください。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定にかかる質問事項への回答

回答No	種別	Q	A
24	専門的支援加算	専門的支援実施加算の算定について、 ①専門的支援体制加算を算定せずに専門的支援実施加算のみを算定することは可能ですか。 ②専門職員（資格職）による個別・集中的な支援を毎回実施する必要がありますか。 ③専門的支援実施加算について、実施時間はどれくらい必要ですか。 また、実施にあたっての計画作成は必要ですか。その場合、様式はありますか。	①お見込みの通りです。 なお、加算を算定するためには、有資格者の配置が必要です。職員の配置について変更届出書をご提出ください。 ②お見込みの通りです。 なお、加算の算定については30分以上の支援の実施が必要です。 ③専門的支援の実施時間は同日の支援時間のすべてとする必要はありませんが、30分以上確保いただく必要があります。 また、算定にあたって専門職員（理学療法士等）が「専門的支援実施計画」を作成する必要があります。所定の様式はございませんが、専門職員が専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うことを踏まえて作成してください。
25	専門的支援加算	専門的支援実施加算について、 ①対象児に要件等がありますか。 ②対象児の月の利用日数に応じた月の算定限度回数がありますか。	①対象児童に要件はなく、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行ってください。 ②当該事業所における対象児の実利用日数に応じて月の算定限度回数があります。 【児童発達支援】 （月の利用日数が）12日未満の場合：4回、12日以上の場合：6回 【放課後等デイサービス】 （月の利用日数が）6日未満の場合：2回、6日以上12日未満の場合：4回、12日以上の場合：6回
26	多職種連携加算	多職種連携加算について、訪問支援特別加算の対象となる訪問支援員と異なる資格（保育士や看護職員等）を有する訪問支援員が同行した場合にのみ加算が算定ができますか。	お見込みの通りです。 加算の算定について、訪問する複数人は異なる専門性を有した訪問支援員である必要があり、また、複数人のうち1名以上は、訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員である必要があります。 ※専門性を有する職員とは次の通り ①保育士・児童指導員 ②理学療法士 ③作業療法士 ④言語聴覚士 ⑤看護職員 ⑥児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員 ⑦心理担当職員 ※加算の算定時には訪問支援員としての配置が必要ですので、変更届出書をご提出ください。
27	入浴支援加算	入浴支援加算について、算定は月8回を限度とありますが、事業所ごとに8回なのか、利用者につき8回なのか教えてください。 また、利用者につき8回の場合、回数の管理は上限管理事業所が行うのですか。	入浴支援加算は、一つの事業所において、利用者一人につき月8回を限度としており、事業所①と事業所②の両方を利用する場合、事業所①においても事業所②においても、それぞれ月8回まで算定可能です。 （事業所①と事業所②とで合算する仕組みではありません）